

(4) FAC6010 辺野古弾薬庫 (Henoko Ordnance Ammunition Depot)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字二見、字辺野古）

(イ) 面積：1,214千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	13	—	1,039	162	1,214

(ウ) 地主数：73名

(エ) 年間賃借料：1億9千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：隊舎、管理棟、宿舎、工場、弾薬庫、避難所ほか

○工作物：保安柵、上下水道、テニスコート、駐車場ほか

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部

○使用部隊名：第3海兵兵站群第35戦闘兵站連隊需品即応中隊弾薬小隊

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

○使用主目的：弾薬庫

○使用条件：

水域は、陸上施設の保安のため使用される。

○その他：

水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も認めない。合衆国政府は、本水域内において漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設はキャンプ・シュワブの北側に隣接し、大浦湾に面した小高い海岸台地に広がっている。

辺野古弾薬庫は北部の弾薬庫地区と南部の管理地区に大別され、弾薬庫地区には覆土式、上屋式の弾薬庫が存在する。かつては弾薬庫地区の北側を海兵隊が、南側を陸軍が使用していたが、現在は全て海兵隊用となっている。

現在、「再編の実施のための日米ロードマップ」に盛り込まれたキャンプ・シュワブの施設の再編成に伴い整備が必要となる施設として、弾薬庫の整備が進められている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者

使用目的

面積

使用開始年月日

○沖縄電力株式会社 電力施設用地 0千㎡ 昭47.5.15

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和31年 「辺野古弾薬庫」、「辺野古海軍弾薬庫」として使用開始。
 昭和47年5月15日 2施設が統合され、「辺野古弾薬庫」として提供開始。
 昭和52年6月15日 施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
 平成2年6月30日 国道329号改良用地約5,000㎡(辺野古付近)を返還。
 平成3年5月31日 国道329号改良用地約140㎡(辺野古付近)を返還。
 平成5年11月4日 隊舎等として、建物約7,500㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
 平成12年10月31日 管理棟として、建物約490㎡と工作物(水道等)を追加提供。
 平成22年10月21日 仮設倉庫の一部改修に伴い、工作物(水道等)を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

辺野古弾薬庫の所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、八重岳通信所とキャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、10.8パーセントに上っている。詳しくは、キャンプ・シュワブの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

辺野古弾薬庫に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

(ウ) 危険区域の問題

平成11年12月27日、名護市長が普天間飛行場代替施設の受入れのための基本条件として、辺野古弾薬庫の危険区域内に国道329号が現存することについて、その安全対策を講ずるよう求めたことから、政府は、平成11年12月28日、閣議決定において、辺野古弾薬庫地区の危険区域の問題について取り組むこととした。

防衛施設庁(当時)によると、平成13年12月に開催された実務者連絡調整会議(第6回)において、辺野古弾薬庫で運用されている爆発物安全量距離(日本の火薬取り締まり法規における保安距離に相当。以下「ESQD」)について、①家屋を対象とするESQDは、国道329号を除いて辺野古弾薬庫及びキャンプ・シュワブの施設・区域内に収められており、この中に保安物件の家屋(民家)は存在していないこと、②道路を対象とするESQDについても、全て辺野古弾薬庫の施設・区域内に収められており、国道329号はその中に入っていないことを確認した旨を説明し、名護市の理解が得られたとのことである。また、その際、名護市から、引き続き厳重な注意を払って安全量距離等を遵守するよう米軍に申し入れてほしいとの要請があったことから、防衛施設庁(当時)は同年12月、米側に対し、名護市からの要請について申入れを行ったとのことである。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。